### 障害者

身体障害、知的障害又は精神障害(以下「障害」と総称する。)があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者 (法第2条第1号)

## 身体障害者

障害者のうち、身体障害がある者であって別表 (※1)に掲げる障害があるもの

(法第2条第2号)

## 知的障害者

障害者のうち、知的障害がある者であって省令 (※2)で定めるもの (法第2条第4号)

※知的障害者更生相談所等により知的障害があると判定された者

## 精神障害者

障害者のうち、精神障害がある者であって 省令(※3)で定めるもの (法第2条第6号) ※次に掲げる者であって、症状が安定し、就労が可能 な状態にあるもの

- 精神障害者保健福祉手帳所持者
- ①統合失調症
- ②そううつ病(そう 病・うつ病を含む)
- ③<br/>てんかん
- ※①~③の手帳所持者 を除く。

### その他

障害者のうち、左記 に該当しない者

- •発達障害者
- ·難治性疾患患者 等

## 雇用義務の対象

事業主は、…その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する 労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数以上であるようにしなければならない。

(法第43条第1項)

# 実雇用率算定の対象

(雇用義務等に係る規定の精神障害者である労働者についての適用に関する特例)

事業主が精神障害者である労働者を雇用しているときにおける同項(第43条第1項)の規定の適用については、・・・当該事業主が・・・ 当該精神障害者である労働者の数に相当する数の身体障害者又 は知的障害者である労働者を雇い入れたものとみなす。

(法第71条第1項)

※当該規定における「精神障害者」は、法第69条の規定により「精神障害者保健福祉 手帳所持者」に限定している。

#### (※1)障害者雇用促進法 別表

- ー 次に掲げる視覚障害で永続するもの
  - イ 両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異状がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)がそれ ぞれO. 1以下のもの
  - ロ 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
  - ハ 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
  - ニ 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
- 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの
  - イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
  - ロ 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
  - ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
  - ニ 平衡機能の著しい障害
- 三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害
  - イ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
  - ロ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの
- 四 次に掲げる肢体不自由
  - イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの
  - ロ 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
  - ハ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
  - ニ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
  - ホ 両下肢のすべての指を欠くもの
  - へ イからホまでに掲げるもののほか、その程度がイからホまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
- 五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

### 障害者雇用促進法施行令

(法別表第五号の政令で定める障害)

- 第二十七条 法別表第五号の政令で定める障害は、次に掲げる障害とする。
- 一 ぼうこう又は直腸の機能の障害 ニ 小腸の機能の障害 三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害 四 肝臓の機能の障害

#### (※2)障害者雇用促進法施行規則

(知的障害者)

第1条の2 法第2条第4号の厚生労働省令で定める知的障害がある者(以下「知的障害者」という。)は、児童相談所、知的障害者福祉法第9条第5項に 規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法 第19条の障害者職業センター(次条において「知的障害者判定機関」という。)により知的障害があると判定された者とする。

### (※3)障害者雇用促進法施行規則

(精神障害者)

- 第1条の4 法第2条第6号の厚生労働省令で定める精神障害がある者(以下「精神障害者」という。)は、次に掲げる者であって、症状が安定し、就労が可能な状態にあるものとする。
- 一 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 二 統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)又はてんかんにかかっている者(前号に掲げる者に該当する者を除く。)